

# 山梨県公報

第二千五百五十六号

山梨県告示第三百六十八号

森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)

第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月五日

平成二十七年  
十一月五日

木曜日

一 保安林の所在場所

山梨県知事 後藤

斎

二 指定の目的

笛吹市境川町大黒坂字春日山一四二四の一二七(次の図に示す部分に限る。)

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月五日

斎

三 指定施業要件

土砂の流出の防備

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

- 国土調査の成果の認証 ..... 七一二
- 随意契約の相手方の決定について ..... 七一二
- 公共測量の実施(二件) ..... 七一二
- 保安林の指定施業要件の変更予定(三件) ..... 七一三

## 告示

二

### 山梨県告示第三百六十七号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として平成二十七年山梨県告示第百九十九号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、その指定を解除する。

平成二十七年十一月五日

山梨県知事

後藤

斎

### 山梨県告示第三百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次とのおりとする。

笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

斎

平成二十七年十一月五日

山梨県知事

後藤

斎

一 保安林の所在場所

甲州市大和町初鹿野字小林四二二〇、四二二の二、四二二四の一(次の図に示す

部分に限る。)

部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

(一) 立木の伐採の方法

立木の伐採の方法

二 指定の目的

立木の伐採の方法

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

四 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去